

## 自動販売機設置場所貸付事業者募集要項

### 1 趣旨

自動販売機設置場所の貸付けについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び南那須地区広域行政事務組合自動販売機及び売店の設置に係る行政財産貸付要綱（平成23年2月2日組合理程第1号）に基づき、飲料等の自動販売機の設置及び運営ができる事業者（以下「設置者」という。）を入札により決定し、設置者との間に南那須地区広域行政事務組合（以下「組合」という。）の行政財産貸付場所の賃貸借契約を締結することにより、施設の効用を高め、施設利用者の利便性の向上と組合の財源確保を図ることを趣旨として実施します。

### 2 施設の概要

(1) 名称

南那須地区広域行政事務組合立那須南病院（以下「病院」という。）

(2) 所在地

栃木県那須烏山市中央3丁目2番13号

(3) 診療科目

内科、循環器内科、脳神経内科、小児科、外科、眼科、整形外科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科

(4) 病床数

130床

(5) 外来患者数

220人/日（令和8年1月平均）

(6) 職員数

約250人（派遣職員、委託職員等を含む）

### 3 入札物件（貸付物件）

入札物件（貸付物件）は、次のとおりです。

物件番号	貸付場所	貸付用途	台数	最低提案貸付料率
①	那須南病院内1階フロア	飲料用自動販売機設置	1台	20.0%
②	那須南病院内1階フロア	飲料用自動販売機設置	1台	20.0%
③	那須南病院内1階フロア	飲料用自動販売機設置	1台	20.0%
④	那須南病院内1階フロア	飲料用自動販売機設置	1台	20.0%
⑤	那須南病院内1階フロア	飲料用自動販売機設置	1台	20.0%
⑥	那須南病院内1階フロア	医療雑貨用自動販売機設置	1台	10.0%

※ 物件詳細は、別紙「貸付物件調書」及び「配置図」を参照してください。

※ 最低提案貸付料率とは、毎月の売上金額に対する「率」をいいます。

※ 応募前に貸付場所の確認をしてください。

#### 4 自動販売機の貸付条件

##### (1) 契約の形態

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づき、組合の行政財産の一部を貸し付ける賃貸借契約です。

##### (2) 貸付期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間（更新なし）とします。

ただし、貸付物件の一部または全部を使用する必要性が生じた場合など、業務運営上の理由で契約を解除する場合があります。

##### (3) 貸付料

① 毎月の自動販売機の売上実績（売上個数、金額）を報告していただき、入札書に記載された提案貸付料率を乗じた金額を貸付料とします。

なお、売上実績は、公開する場合があります。

② 貸付料の納入については、組合が発行する請求書により、当該請求書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、組合に納入していただきます。

##### (4) 必要経費

① 自動販売機の設置及び撤去に要する工事費等、すべて設置者の負担とします。

② 自動販売機に係る電気料は、病院全体の電気料に、病院全体の電気使用量に対する当該自動販売機の子メーターの使用量の割合を乗じた額とし、指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、組合に納入していただきます。

##### (5) 設置機器の仕様

① 別紙「貸付物件調書」に示す外形寸法以内の機種とすること。

② ユニバーサルデザインなど利用者に配慮した自動販売機を選定すること。

③ 日本工業規格の「自動販売機据付基準」及び日本自動販売機工業会作成の「自動販売機据付基準マニュアル」を遵守した転倒防止措置を講ずること。

④ 給排水工事が必要となるタイプの自動販売機の設置は認めない。

##### (6) 維持管理

① 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分留意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。なお、在庫及び補充管理の時間等については、施設担当者と十分打合せを行うこと。

② 衛生管理及び感染症対策について、関係法令等の遵守を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

③ 自動販売機に併設して、販売する商品の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルをすること。

##### (7) 権利譲渡等の禁止

① 本件賃貸借契約により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはなりません。

② この契約に基づく自動販売機設置事業の全部又は主たる部分を第三者に委託して

はなりません。

(8) 原状回復

借受人は、貸付期間が満了、または貸付契約が解除された場合は、自らの負担により原状回復すること。ただし、貸付期間満了前に、次の貸付期間にも引き続き同じ貸付物件を使用することができることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に復することなく、引き続き使用することができます。

**5 入札方法**

- (1) 入札書に記載する貸付料率は、小数点以下第1位まで記載してください。
- (2) すべての物件に申請できますが、2件以上の落札物件がある場合は、自動販売機内の販売商品を変えることを条件とします。

**6 その他**

賃貸借契約に伴う必要な費用は、設置者（落札者）の負担となります。正当な理由がなく、指定期日までに賃貸借契約を締結しない場合は、落札は無効となります。